

平成20年12月19日

環境省同時発表

## 特定家庭用機器再商品化法施行規則の一部を改正する省令について

経済産業省と環境省は、「特定家庭用機器再商品化法施行規則の一部を改正する省令」を、本日公布いたします。

本省令は、製造業者等及び指定法人による再商品化等料金等の公表方法へのインターネットの利用等を追加するとともに、特定家庭用機器再商品化法施行令の一部改正による特定家庭用機器の追加に伴い指定法人に係る経過措置を整備するものです。

### 1. 改正の概要

#### (1) 再商品化等料金等の公表方法へのインターネットの利用等の追加 (本則関連)

特定家庭用機器再商品化法施行規則（平成12年厚生省・通商産業省令第1号）第8条（第21条において準用する場合を含む。）及び第16条に定めた製造業者等による再商品化等料金及び指定引取場所の位置の公表方法並びに指定法人による再商品化等料金及び引取場所の所在地の公表方法について、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法に加え、インターネットの利用その他の適切な方法によることを追加する。

#### (2) 特定家庭用機器の追加に伴う指定法人に係る経過措置の整備（附則関連）

特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）の改正（平成20年12月5日公布）により、平成21年4月1日から新たに液晶式テレビジョン受信機及びプラズマ式テレビジョン受信機並びに衣類乾燥機を特定家庭用機器に追加することに伴い、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき、指定法人による再商品化等業務の円滑な実施を図るために必要な経過措置を整備する。

- ① 特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第367号。以下「改正令」という。）の施行の際現にブラウン管式テレビジョン受信機について法第32条第1項の指定を受けている者は、「テレビジョン受信機（ブラウン管式並びに液晶式及びプラズマ式）」について指定を受けたものとみなす。
- ② 改正令の施行の際現に電気洗濯機について法第32条第1項の指定

を受けている者は、「電気洗濯機及び衣類乾燥機」について指定を受けたものとみなす。

- ③ 改正後の令第1条各号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となったものの区分に係る法第32条第1項の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為について、改正令の施行前においても行うことができるることとする。

## 2. 施行期日

平成21年4月1日（ただし、（2）③については、公布日）

（本発表資料のお問い合わせ先）

商務情報政策局環境リサイクル室長 河本

担当者：今井、村田

電話：03-3501-1511（内線 3981～7）

03-3501-6944（直通）

経済産業省 環境省 令第 号

特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百六十七号）の施行に伴い、並びに特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第一二十三条第一項、第二十九条第一項及び第五十七条の規定に基づき、特定家庭用機器再商品化法施行規則の一部を改正する省令を次のよつて定める。

平成二十年十二月十九日

経済産業大臣 二階 俊博

環境大臣 斎藤 鉄夫

特定家庭用機器再商品化法施行規則の一部を改正する省令

特定家庭用機器再商品化法施行規則（平成十二年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

第八条及び第十六条中「日刊新聞紙に掲載する」を「日刊新聞紙への掲載、インターネットの利用その他の適切な」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、附則第一条第三項の規定は、公布の日から施行する。

(指定法人の指定に関する経過措置)

第二条 特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）の施行の際現にテレビジョン受信機（ブラウン管式に限る。）の区分に係る特定家庭用機器再商品化法（以下「法」という。）第三十二条第一項の指定を受けている者は、改正令による改正後の特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号。以下「新施行令」という。）第一条第一号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となつたものの区分に係る同項の規定による指定を受けたものとみなす。

2 改正令の施行の際に電気洗濯機の区分に係る法第三十二条第一項の指定を受けている者は、新施行令第一条第四号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となつたものの区分に係る同項の規定による指定を受けたものとみなす。

3 新施行令第一条各号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となつたものの区分に係る法第三十二条第一項の規定による指定及びこれに関する必要な手続その他の行為は、改正令の施行前においても、同項及び法第三

十四条から第三十六条までの規定の例により行つことができる。

改 正 案

(製造業者等の料金の公表の方法)

第八条 法第二十一条第一項の規定による公表は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(指定引取場所の公表の方法)

第十六条 法第二十九条第二項の規定による公表は、当該指定引取場所の所在地及び当該指定引取場所を管理する者の氏名又は名称を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

現 行

(製造業者等の料金の公表の方法)

第八条 法第二十一条第一項の規定による公表は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法により行うものとする。

(指定引取場所の公表の方法)

第十六条 法第二十九条第二項の規定による公表は、当該指定引取場所の所在地及び当該指定引取場所を管理する者の氏名又は名称を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法により行うものとする。

特定家庭用機器再商品化法施行規則の一部を改正する省令案 参照条文

(参照法令一覧)

特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）（抄）	.....	1
特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）（抄）	.....	3
特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百六十七号）による改正後の特定家庭用機器再商品化法施行令 （抄）	.....	4
特定家庭用機器再商品化法施行規則（平成十二年厚生省・通商産業省令第一号）（抄）	.....	4

特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2・3（略）

4 この法律において「特定家庭用機器」とは、一般消費者が通常生活の用に供する電気機械器具その他の機械器具であつて、次の各号のいずれにも該当するものとして、政令で定めるものをいう。

一 市町村等の廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし当該機械器具が廃棄物となつた場合におけるその再商品化等が困難であると認められるもの

二 当該機械器具が廃棄物となつた場合におけるその再商品化等が資源の有効な利用を図る上で特に必要なもののうち、当該再商品化等に係る経済性の面における制約が著しくないと認められるもの

三 当該機械器具の設計又はその部品若しくは原材料の選択が、当該機械器具が廃棄物となつた場合におけるその再商品化等の実施に重要な影響を及ぼすと認められるもの

四 当該機械器具の小売販売（事業者への販売を含み、販売を業として行う者への販売を除く。以下同じ。）を業として行う者がその小売販売した当該機械器具の相当数を配達していることにより、当該機械器具が廃棄物となつたものについて当該機械器具の小売販売を業として行う者による円滑な収集を確保できると認められるもの

5・6（略）

（料金の公表等）

第二十条 製造業者等は、主務省令で定めるところにより、前条に規定する料金について、あらかじめ、公表しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2・4（略）

（指定引取場所の配置等）

第二十九条（略）

2 製造業者等は、指定引取場所を指定したときは、当該指定引取場所の位置について、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

#### (指定等)

第三十一条 主務大臣は、一般社団法人又は一般財團法人であつて、次条に規定する業務（以下「再商品化等業務」という。）を適正かつ確實に行うことができると認められるものを、主務省令で定める区分ごとに、その申請により、再商品化等業務を行う者（以下「指定法人」という。）として指定することができる。

#### 2～4 （略）

#### (料金等の公表等)

第三十四条 指定法人は、主務省令で定めるところにより、前条第一号及び第二号に掲げる業務に関する料金その他主務省令で定める事項について、あらかじめ、公表しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 指定法人は、特定家庭用機器を使用する者から求められたときは、その求めに応じ、主務省令で定めるところにより、当該特定家庭用機器に係る第二十条第一項又は前項の規定により公表された料金について、その者に示さなければならない。

#### (再商品化等業務規程)

第三十五条 指定法人は、再商品化等業務を行うときは、その開始前に、再商品化等業務の実施方法、第三十三条第一号の委託に係る料金（以下「委託料金」という。）の額の算出方法並びに同条第一号及び第三号に規定する業務に関する料金その他の主務省令で定める事項について再商品化等業務規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 再商品化等業務の実施方法、委託料金の額の算出方法並びに第三十三条第一号及び第三号に掲げる業務に関する料金が適正かつ明確に定められていること。

- 二 指定法人及び指定法人との間に第三十三条第一号の委託に係る契約（以下「再商品化等契約」という。）又は特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為の実施の契約を締結する者の責任並びに委託料金の收受に関する事項が適正かつ明確に定められていること。

- 三 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものないこと。

四 関連事業者及び一般消費者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

3 主務大臣は、第一項の認可をした再商品化等業務規程が再商品化等業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その再商品化等業務規程を変更すべきことを命ぜることができる。

(事業計画等)

第三十六条 指定法人は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、再商品化等業務に關し事業計画書及び収支予算書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定法人は、主務省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、再商品化等業務に關し事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(経過措置)

第五十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）（抄）

(特定家庭用機器)

第一条 特定家庭用機器再商品化法（以下「法」という。）第二条第四項の政令で定める機械器具は、次のとおりとする。

- 一 ユニット形エアコンディショナー（ワインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）
- 二 テレビジョン受信機（ブラウン管式のものに限る。）
- 三 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
- 四 電気洗濯機

特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百六十七号）による改正後の特定家庭用機器再商品化法施行令（抄）

（特定家庭用機器）

第一条 特定家庭用機器再商品化法（以下「法」という。）第一条第四項の政令で定める機械器具は、次のとおりとする。

- 一 ユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）
- 二 テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの

イ ブラウン管式のもの

ロ 液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるよう設計したものを除く。）

及びプラズマ式のもの

- 三 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
- 四 電気洗濯機及び衣類乾燥機

（製造業者等の料金の公表の方法）

特定家庭用機器再商品化法施行規則（平成十二年厚生省・通商産業省令第一号）（抄）

（指定引取場所の公表の方法）

第八条 法第二十条第一項の規定による公表は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法により行うものとする。

（指定引取場所の公表の方法）

第十六条 法第二十九条第二項の規定による公表は、当該指定引取場所の所在地及び当該指定引取場所を管理する者の氏名又は名称を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法により行うものとする。

（指定法人の指定区分）

第十八条 法第三十二条第一項の主務省令で定める区分は、特定家庭用機器廃棄物」との区分とする。

(指定法人の料金の公表)

第二十一条 第八条の規定は、法第三十四条第一項の規定による公表について準用する。

第二十二条 法第三十四条第一項の主務省令で定める事項は、法第三十二条第一号に規定する特定家庭用機器廃棄物を引き取る場所の所在地とする。